

第126回通常組合会の中止について

平素、当組合の運営につき格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に収束が見られず、北海道知事からの「感染対策リスクを回避できない場合には、札幌市との不要不急の往來を控える」との通知を考慮し、令和3年2月20日に開催を予定しております第126回通常組合会を中止することといたしましたので、ご連絡いたします。

つきましては、第126回通常組合会の議案におきましては、国民健康保険法第25条第2項によりまして、「理事の専決処分」とし、第127回通常組合会にご報告させていただき取り扱いにさせていただきます。

このような状況の下、ご理解願いご了承願います。

(参考)

※国民健康保険法

(理事の専決処分)

第25条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。

2 組合会において議決すべき事項に関し臨時急施を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。

3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。